

鹿児島県社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査実施要領

1 趣旨

この要領は、鹿児島県社会福祉施設指導監査会議設置要領（以下「指導監査会議設置要領」という。）第8条第1項の規定に基づき、社会福祉法第56条第1項及び第70条、児童福祉法第46条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条第1項並びに老人福祉法第18条第2項の規定による社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）の検査、調査等（以下「指導監査」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 指導監査の類型

(1) 一般指導監査

ア 実地指導監査

- (ア) 法人指導監査
- (イ) 施設指導監査
- (ウ) 合同指導監査
- (エ) 集合指導監査

イ 書面指導監査

(2) 特別指導監査

3 指導監査の対象及び実施主体

指導監査の対象及び実施主体は、別表1のとおりとする。

4 指導監査の方針・計画等

2の(1)一般指導監査については、年度当初に、指導監査の方針、指導監査の対象とする法人・施設及び指導監査の実施の時期等を内容とした指導監査の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

5 指導監査の範囲

指導監査は、原則として前年度分について実施する。ただし、必要と認めるときは、前々年度以前分又は現年度分についても実施するものとする。

6 指導監査の進め方

指導監査は、当該年度の指導監査実施計画における「主眼事項及び着眼点」、「重点事項」に留意の上、行うこととする。

(1) 一般指導監査（実地指導監査、合同指導監査及び集合指導監査）

ア 対象の選定

(ア) 法人指導監査

a 次のいずれも満たす法人に対する実地指導監査については、3年に1回とする。

(a) 法人の運営について、法令及び通知（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。

(b) 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

なお、法人に対する指導監査と施設又は事業（以下「施設等」という。）に対する指導監査との実施の周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施することが県及び法人にとって効率的かつ効果的であると認められること等特別の事情

のあるときは、監査の実施の周期を3年に1回を超えない範囲で設定することができる。ただし、その場合には、法人の理解と協力が得られるよう十分に配慮するものとする。

- b aにかかわらず、aの(a)及び(b)に掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、所轄庁が毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般指導監査の実施の周期を、各号に掲げる周期まで延長することができる。
- (a) 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回
- (b) 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同等のものと考えられる監査。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回
- (c) 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合 4年に1回
- c aにかかわらず、aの(a)及び(b)に掲げる事項について問題が認められない法人のうちbに掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当する場合であって、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると判断されるときは、一般指導監査の実施の周期を4年に1回まで延長することができる。
- (a) 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。
- (b) ISO 9001の認証取得施設を有していること。
- (c) 地域社会に開かれた事業運営が行われていること（例えば、福祉関係養成校等の研修生又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等。）。
- (d) 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる。
- d 新たに設立された法人に対する一般指導監査については、設立年度又は次年度において、当該法人の設立後速やかに実施することとする。
- e 法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応することとする。
- (イ) 施設指導監査
- 施設において、老人福祉施設及び障害者支援施設は原則として3年に1回、児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を含む。）は、原則として年1回実施するものとする。ただし、必要と認めるときは、適宜実施するものとする。

(ウ) 合同指導監査

別に定める「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査実施要領細則」(以下「要領細則」という。)に基づき、地域振興局及び支庁(以下「地域振興局等」という。)は、社会福祉課指導監査班(以下「指導監査班」という。)及び社会福祉課・障害福祉課・子ども家庭課・子育て支援課・高齢者生き生き推進課・介護保険室(以下「本庁主務課」という。)と協議して選定する。

(エ) 集合指導監査

前年度に実地指導監査を行い、指摘事項について改善措置が講じられている施設(隨時実施する合同指導監査(新設の施設等を除く)及び特別指導監査の指摘事項に対する改善措置が図られてからそれぞれ3年、5年末満の施設を除く。)で、適正な運営がおおむね確保されていると認められる施設については、別に定める要領細則に基づき集合指導監査を行うことができるものとする。

なお、集合指導監査の結果等により、必要と認める場合は、実地に指導監査を行うものとする。

イ 実施体制

(ア) 原則として、職員2人で班を編成し、班長を定めた上で、1法人・施設につき1日で実施することとする。

ただし、規模の大きな入所施設(概ね入所定員100人以上)や就労支援事業を行う施設については、日程を延長して実施することができる。

また、重大な懸案事項等を有する法人・施設については、必要に応じて所属長若しくはこれに準じる職員自らが実地に赴くなど効果的な指導監査を実施することとする。

(イ) 合同指導監査については、原則として本庁2名、地域振興局等2名で班を編成し実施するものとする。

ウ 事前検討

指導監査の実施に当たっては、あらかじめ各法人・施設から提出されている「社会福祉施設等概要報告書及び自主点検表」(以下「自主点検表」という。)や、従前の指導監査結果等を踏まえ、実施日の前日までに指導監査班員のみならず必要に応じて担当係長等を交えて検討の上、当該法人・施設が抱える課題・問題点等を十分把握し指導監査に臨むこととする。

エ 指導監査項目

(ア) 指導監査項目は、自主点検表において示すが、その中から各所属長は、自らの所管する地域の実情や各法人・施設の有する課題・問題点等を考慮し、各法人・施設ごとに重点的に確認すべき項目を定めることができる。

なお、重点的に確認すべき項目に時間を要したこと等により、一部確認できない状況が生じたとしてもやむを得ないものとする。

(イ) 以下の場合においては、自主点検表(法人関係)のⅢ「管理」の3「管理会計」に関する監査事項を省略することができる。

a 社会福祉法第36条第2項及び第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人並びに第45条の19に規定する会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人において、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合

ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、一般指導監査において確認するものとする。

b 専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人において、専門家が当該支援を踏ま

えて作成する書類として別に定めるものにより、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると所轄庁が判断する場合

- (ウ) a の会計監査及び b の専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援を受けている法人に対する指導監査を実施する場合、「社会福祉法人指導監査要綱の制定について（平成29年4月27日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか通知）別紙「ガイドライン」の I 「法人運営」に掲げる項目及び監査事項に関して、会計監査を行った者又は専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものの内容を活用し、効率的に実施すること。

オ 実施方法

- (ア) 実施通知

指導監査の実施については、実地指導監査及び合同指導監査にあっては別記第1号様式により、集合指導監査にあっては別記第2号様式により原則として実施日の30日前までに通知する。

- (イ) 実施内容

毎年度定める自主点検表により実施する。

なお、施設の指導監査については、2年に1回は、自主点検表の項目を利用者の処遇サービス等に重点化して定めたものにより、実施することができることする。

- (ウ) 立会い

指導監査は当該法人の監事等の立会いを求めて実施するものとする。

- (エ) 講評

指導監査班長は、指導監査終了後、当該指導監査の結果について理事長、施設長又は関係役職員に対し、現地において講評を行うものとする。

なお、現地において判断が困難な事項等については、本庁主務課及び指導監査班（以下「本庁」という。）又は地域振興局等において検討を行い改めて連絡する。

カ 結果の報告

- (ア) 班長は、指導監査を実施したときは、その結果をそれぞれの別記第5号様式により原則として実施日から10日以内に所属長等に報告しなければならない。

- (イ) 地域振興局及び支庁の長（以下「地域振興局長等」という。）は指導監査の結果、必要と認めるものについてくらし保健福祉部長（以下「部長」という。）へ報告するものとする。

キ 結果の通知

指導監査結果については、「指導監査における指摘指針」（別表2）に基づいて、別記第6号様式により原則として実施日から30日以内に法人・施設を経営する者等に通知する。

ク 是正又は改善状況の確認

指導監査の結果の指摘事項に対する是正又は改善状況については、期限を付して別記第7号様式により報告を求めることする。

改善報告書が提出された場合には、是正又は改善状況の具体性及び必要な証拠書類の添付等について内容を十分審査の上、受理することとし、必要に応じて是正又は改善の状況を実地に確認することとする。

また、短期間に解決が困難な事項については改善計画を立てさせ、継続的に指導することとし、定期的に改善状況を確認することとする。

ケ 地域振興局長等の報告

地域振興局長等は、次の事項について、それぞれに定める期限内に部長に報告するものとする。

なお、部長は、指導監査の実施状況について、その他必要と認める事項について、別に様式を定め、地域振興局長等に報告を求めることができるものとする。

事 項	様 式	提出期限
指導監査実施計画	別記第8号様式	毎年6月中旬
上半期指導監査実施報告	別記第9号様式	毎年10月末日
下半期指導監査実施報告	別記第9号様式	毎年3月末日

コ その他

以下のとおり、例外的に実地以外の方法で一般指導監査を行うことができるとしてする。

(ア) 社会福祉法人

書面及びリモートによる手法を一部取り入れ、これと実地による確認を組み合わせて行うことを可能とする。

(イ) 社会福祉施設

a 老人福祉施設（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに限る。）

一般監査に限り、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。

b 障害者支援施設

天災その他やむを得ない事由（新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のように感染症が長期にわたって流行している状況を想定）により当該年度内に実地で行うことが著しく困難又は不適当と認められる場合は、実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティを確保したオンライン等を活用して実施することができる。

c 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を含む。）

(a) 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地で行うことが著しく困難又は不適当と認められる場合（新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のように感染症が長期にわたって流行している状況を想定）は、実地によらず検査することができる。

(b) 以下の事項を勘案して実地監査が必ずしも必要でないと認められる場合は、実地によらず検査することができる。

- ・ 前年度の実地監査の結果
- ・ 当該児童福祉施設を設置してから3年を経過していること
- ・ 前年度の管内の児童福祉施設に対する実地による監査の実施率が5割以上であること

なお、(a)、(b)により実地によらない方法で監査を行う場合は、書面確認のみではなく、テレビ会議、電話による確認を組み合わせて実施すること。また、実地による監査となるべく同様の確認ができるよう、実地による監査で確認していたものと同じ書類を確認する、児童福祉施設の職員等に状況を聞き取る、テレビ会議ができない場合には施設・設備等の写真や目視に代わって監査項目を確認するための書類提出を求めるなど、工夫して監査を行うこと。その上で、実地によらない監査で疑念が生じた場合には、速やかに実地の監査に切り替えること。

(2) 一般指導監査（書面指導監査）

ア 対象の選定

前年度に実地指導監査を行い、指摘事項について改善措置が講じられている施設（随時実施する合同指導監査（新設の施設等を除く）及び特別指導監査の指摘事項に対する改善措置が図られてからそれぞれ3年、5年未満の施設を除く。）で、事前に徴した自主点検表等を総合的に勘案して、適正な運営が概ね確保されていると認められる障害者支援施設については、書面による指導監査ができるものとする。

イ 実施通知

書面指導監査の実施については、別記第3号様式により、原則として実施日の30日前までに通知する。

ウ 実施方法

書面指導監査は、施設から事前に徴した自主点検表により実施するものとする。

なお、書面指導監査の結果等により、必要と認める場合は、実地に指導監査を行うものとする。

エ 結果の報告

書面指導監査を実施した場合は、実地指導監査に準じて別記第5号様式により原則として実施日から10日以内に所属長等に報告しなければならない。

オ 結果の通知

書面指導監査結果については、「指導監査における指摘指針」（別表2）に基づいて、別記第6号様式により原則として実施日から30日以内に施設を経営する者等に通知する。

カ 是正又は改善状況の確認

書面指導監査の結果の指摘事項に対する是正又は改善状況については、期限を付して、別記第7号様式により報告を求めることする。

改善報告書が提出された場合には、是正又は改善状況の具体性及び必要な挙証書類の添付等について十分内容を審査の上、受理することとし、必要に応じて是正又は改善状況を実地に確認することとする。

キ 地域振興局長等の報告

実地指導監査の報告と併せて行うものとする。

(3) 特別指導監査

ア 実施対象

- (ア) 運営等に重大な問題を有する法人・施設
- (イ) 情報提供等により、必要と認める法人・施設
- (ウ) その他必要と認める法人・施設

イ 実施方法

(ア) 実施体制

特別指導監査は、部長の指示により特別指導監査班を編成し、班長を定めた上で、実施するものとする。

(イ) 実施通知

特別指導監査は、前日又は当日電話等で通知するものとする。

ただし、特に必要のある場合は、通知せずに実施するものとする。

なお、実施についての通知文は、別記第4号様式により当日手交するものとする。

ウ 実施内容

特別指導監査は、必要に応じて特定の事項について実施する。

エ 立会い

特別指導監査は、当該法人の理事長、施設長又は関係役職員等の立会いを求めて実施するものとする。

オ 結果の報告

特別指導監査班長は、特別指導監査を実施したときは、その結果を速やかに、部長及び所属長等に報告しなければならない。

カ 結果の通知

是正又は改善すべき具体的事項については、「指導監査における指摘指針」(別表2)に基づいて、別記第6号様式により法人・施設を経営する者等に通知するものとする。

キ 是正又は改善状況の確認

特別指導監査の結果の指摘事項に対する是正又は改善状況について、期限を付して別記第7号様式により報告を求めるほか必要に応じてその状況を確認するものとする。

ク 法人からの報告徴取

特別指導監査の実施に先立ち、必要に応じて当該社会福祉法人の理事会に対し事実確認調査等を指示し、報告を徴するものとする。

7 指導監査後の措置

指導監査における是正又は改善状況の確認や法人からの報告徴取を行っても、是正又は改善が図られない場合は、部長は法第56条第4項及び第5項の規定による勧告・公表、第6項の規定による措置命令、部長又は地域振興局長等は法第71条の規定による改善命令を行うものとする。

なお、措置命令、改善命令に従わないときは、部長は、次のとおり所要の措置を機動的に行うこととする。

(1) 社会福祉法人

法第56条第7項の規定による業務の停止命令及び役員解職の勧告、法第56条第8項の規定による解散命令

(2) 社会福祉施設

法第72条の規定による経営の制限、停止命令又は許可の取消し等

8 関係都道府県等の協力

2以上の都道府県の区域で事業を行う法人で、本県が所轄庁となる社会福祉法人であって法第56条第1項及び第4項から第9項まで並びに法第57条の事務を行うため必要があると認めるときは、関係する都道府県知事等（社会福祉法人の事務所、事業所、施設その他これらに準ずるもの）の所在地の都道府県知事又は市町村長であって、当該社会福祉法人の所轄庁以外の者をいう。）に対して必要な情報や資料の提供その他必要な協力を求めるものとする。

9 市との連携

- (1) 市で事業を行う法人で、指導監査の実施に当たり必要と認めるときは、市の指導監査実施担当部署に対し必要な情報又は資料の提供その他必要な協力を求めるものとする。
この場合、別記第10号様式により協議するものとする。
- (2) 市の指導監査実施担当部署が実施する指導監査に当たって、必要な情報又は資料の提供その他必要な協力の要請があった場合、十分な連携を図ることとする。
- (3) 指導監査の実施に当たり必要と認めるときは、市の指導監査実施担当部署と合同で指導監査を実施することができる。
- (4) 法人に対して適切な措置をとる必要があると認めるときは、市の指導監査実施担当部署に対し、その旨の意見を述べることができる。

10 関係機関との連携

指導監査の過程において、処分権限を有さない法令又は通知（労働関係法令、消防関係法令等）に関する違反の疑いのあるものを発見した場合は、関係機関と十分に連携を図りながら、

法人に対して管轄機関への確認を促す等の指導を行う。

その際、法人と指導内容の認識を共有できるよう配慮するとともに、必要に応じて、处分権限を有する関係機関へ通報する等の措置を講ずることにより、適切に対応する。

11 指導監査班員の心得

指導監査を実施する班員は、指導監査の目的を十分に理解し、その職務遂行に当たっては特に次の点に留意するものとする。

- (1) 公正不偏かつ懇切丁寧を旨とし、単に改善を要する事項の指導にとどまることなく、具体的な根拠を示して行うこと。
- (2) 権勢的又は一方的な言動を避け、法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する眞の理解を得るよう努め、自立的な運営を促すこと。
- (3) 指導監査項目及び各項目の着眼点等について、理事長、施設長又は関係役職員から直接説明を聴き、具体的に内容を検討して問題の所在を的確に把握し、その要因を解明して適切な指導又は指示をすること。
- (4) 指導監査に際しては、諸規程等を十分理解するとともに、不明確なことに対する安易な発言や思い込み発言等は慎むこと。

12 その他

その他必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成9年6月1日から施行する。

2 「社会福祉法人及び社会福祉施設書面指導監査実施要領」は、平成9年6月9日をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成10年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年6月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年5月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月18日から施行する。

(別表1)

所管課	対象施設等	実施主体		根拠法令
		本 庁	地域振興局 又は支 庁	
高齢者生き生き 推進課	養護老人ホーム		○	老人福祉法 第18条第2項
	特別養護老人ホーム		○	
	軽費老人ホーム		○	社会福祉法 第70条
障害福祉課	障害者支援施設		○	
	障害児入所施設		○	児童福祉法 第46条第1項
	児童発達支援センター		○	
子ども家庭課	助産施設	○		児童福祉法 第46条第1項
	乳児院		○	
	母子生活支援施設		○	
	児童養護施設（地域小規模児童養護施設、 小規模グループケアを含む。）		○	
	児童心理治療施設		○	
	児童自立支援施設	○		
	児童家庭支援センター			
子育て支援課	保育所		○	児童福祉法 第46条第1項
	幼保連携型認定こども園		○	就学前の子どもに 関する教育、保育 等の総合的な提供 の推進に関する法 第19条第1項
上記の社会福祉施設を経営する社会福祉法人			○	社会福祉法 第56条第1項
中核市に本部を有し、中核市以外に施設を有する法人		○		
中核市に本部を有し、事業の範囲が県内全域に及ぶ法人		○		

注1 県営施設は、本庁が実施する。

(別表2)

指導監査における指摘指針

文書指摘事項	社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年4月27日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか通知）に基づく指導監査ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に定める事項 ガイドラインに定めのない事項については、次に掲げる場合に相当する、社会福祉法人（以下「法人」という。）又は社会福祉施設（以下「施設」という。）の運営上著しく適正を欠くと認められる事項 (1) 社会福祉法をはじめ法人・施設に関する法令に違反している場合（軽微なものは除く。） (2) 指導監査に関する通知又は各施設の最低基準に抵触している場合（軽微なものは除く。） (3) 定款その他の法人の規則等に違反している場合又は当該規則等自体に不備がある場合（軽微なものは除く。） (4) 利用者への処遇サービスに関して、健康・安全面での影響や権利侵害などの不適正な状況をはじめ、重大な問題が認められる場合 <ol style="list-style-type: none">(5) 防災体制・衛生管理体制等の不備により、利用者の安全の確保等に重要な問題が認められる場合(6) 不適正な資産管理や会計管理などにより、法人の財務状況又は会計経理が不正常な状態にある場合(7) (1)以外の関係法令に違反している場合で、早急な措置・対応を必要とする場合(8) 前回の指導監査における口頭指摘事項が改善されていなかった場合（法人・施設の運営に与える影響が軽微な場合、速やかに改善されると見込まれる場合及びその他やむを得ない事情が認められる場合を除く。）(9) その他事案の内容や程度等からみて、法人・施設の適正な運営に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合
口頭指摘事項	文書指摘事項以外で、改善を要すると認められる事項

注 詳細については、別に定める「文書指摘基準」のとおり。

(別添) その1 (社会福祉法人・施設等の指導監査)

施設種別提出書類等一覧①

【事前に提出していただく書類等です。】

1 社会福祉施設等概要報告書及び自主点検表

概要報告書及び 自主点検表	N01-1 法人 関係	N01-2 法人 関係	N02 会 計 関 係	N03-1 老人 福 祉 施 設	N03-2 老人 福 祉 施 設	N03-3 老人 福 祉 施 設			
				施 設 共 用	添 付 書 類	施 設 会 計 用	ホ 特 別 ム 養 護 老 人	用 養 護 老 人 ホ ー ム	用 輕 費 老 人 ホ ー ム
施設等種別									
社会福祉法人 (※注)	●	●							
老施	特別養護老人ホーム			○	○				
	養護老人ホーム			○		○			
人設	軽費老人ホーム			○				○	
児童施設	助産施設								
	乳児院			○					
	母子生活支援施設			○					
	保育所			○					
	幼保連携型認定こども園			○					
	児童養護施設 (地域小規模児童養護施設、小規模グループケアを含む。)			○					
	障害児入所施設			○					
	児童発達支援センター			○					
	児童心理治療施設			○					
	児童自立支援施設								
	児童家庭支援センター								
障害者施設	障害者支援施設				○				
市町村社会福祉協議会									

注) 1 「●」は法人監査、「○」は施設監査で提出する書類。
 2 複数の施設を経営する社会福祉法人において、概要報告書等のうち法人に係る指導監査に関する部分については、法人本部が置かれている施設が当該施設分と併せて作成すること。
 3 前年度途中又は本年度に保育所から幼保連携型認定こども園に移行した場合には、移行前の保育所分の施設会計関係も併せて指導監査を行うものであること。

2 決算書及び決算附属明細書等 (※ 社会福祉法人以外)

宗教法人立、学校法人立、NPO法人立及び個人立の保育所にあっては、1の提出書類に加えて、次の書類を添付すること。

- ① 決算報告書等(財産目録、貸借対照表及び収支計算書等)
- ② 決算附属明細書
- ③ 決算試算表
- ④ 取引金融機関が発行する年度末現在の預貯金残高証明書及び貸付金残高証明書(借入金残高証明書)
- ⑤ 固定資産物品・備品現在高報告書
- ※ 自主点検表N02の様式(会計関係)は、必要に応じて提出していただく場合があること。

施設種別提出書類等一覧②

【事前に提出していただく書類等です。】

1 社会福祉施設等概要報告書及び自主点検表

2 決算書及び決算附屬明細書等（※ 社会福祉法人以外）

宗教法人立、学校法人立、NPO法人立及び個人立の保育所にあっては、1の提出書類に加えて、次の書類を添付すること。

- 会員に加えて、次の書類を添付すること。

 - ① 決算報告書等（財産目録、貸借対照表及び収支計算書等）
 - ② 決算附属明細書
 - ③ 決算試算表
 - ④ 取引金融機関が発行する年度末現在の預貯金残高証明書及び貸付金残高証明書（借入金残高証明書）
 - ⑤ 固定資産物品・備品現在高報告書
 - ※ 自主点検表NO 2 の各様式(会計関係)は、必要に応じて提出していただく場合があること。

施設種別提出書類等一覧③

【事前に提出していただく書類等です。】

1 社会福祉施設等概要報告書及び自主点検表

概要報告書及び 自主点検表		N05-1 障害 福祉 施設	N06-1 社会 福祉 協議会 事業 関係	N06-2 社会 福祉 協議会 添付 調書		
施設等種別		障害者支援施設		添付調書		
社会福祉法人 (※注)						
老施	特別養護老人ホーム					
	養護老人ホーム					
人設	軽費老人ホーム					
児童施設	助産施設					
	乳児院					
	母子生活支援施設					
	保育所					
	幼保連携型認定こども園					
	児童養護施設 (地域小規模児童養護施設、小規模グループケアを含む。)					
	障害児入所施設					
	児童発達支援センター					
	児童心理治療施設					
	児童自立支援施設					
障害者施設	児童家庭支援センター					
	障害者支援施設	○				
市町村社会福祉協議会			●	●		

注) 1 「●」は法人監査、「○」は施設監査で提出する書類。

2 複数の施設を経営する社会福祉法人において、概要報告書等のうち法人に係る指導監査に関する部分については、法人本部が置かれている施設が当該施設分と併せて作成すること。

2 決算書及び決算附属明細書等 (※ 社会福祉法人以外)

宗教法人立、学校法人立、N P O 法人立及び個人立の保育所にあっては、1の提出書類に加えて、次の書類を添付すること。

- ① 決算報告書等 (財産目録、貸借対照表及び収支計算書等)
- ② 決算附属明細書
- ③ 決算試算表
- ④ 取引金融機関が発行する年度末現在の預貯金残高証明書及び貸付金残高証明書(借入金残高証明書)
- ⑤ 固定資産物品・備品現在高報告書
- ※ 自主点検表N0 2 の各様式(会計関係)は、必要に応じて提出していただく場合があること。

施設種別提出書類等一覧①

【事前に提出していただく書類等です。】

1 社会福祉施設等概要報告書及び自主点検表

概要報告書及び 自主点検表		施設簡易調書					
施設等種別		特別養護老人ホーム用	養護老人ホーム用	軽費老人ホーム用	障害児入所施設用	セ福ンターサー用	児童発達支援ターサー用
社会福祉法人							
老施	特別養護老人ホーム						
	養護老人ホーム						
人設	軽費老人ホーム						
児童施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 幼保連携型認定こども園 児童養護施設 (地域小規模児童養護施設、小規模グループケアを含む。) 障害児入所施設 児童発達支援センター 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター						○
障害者施設	障害者支援施設				○		
市町村社会福祉協議会					○		○
							○

注) 1 自主点検表N02の各様式(会計関係)は、必要に応じて提出していただく場合があること。

施設種別提出書類等一覧②

【事前に提出していただく書類等です。】

1 社会福祉施設等概要報告書及び自主点検表

概要報告書及び 自主点検表		施設簡易調書			
施設等種別		母助子産生施設	障害者支援施設	保育所用	認幼定保連携型こども園用
社会福祉法人					
老施	特別養護老人ホーム				
	養護老人ホーム				
人設	軽費老人ホーム				
児童施設	助産施設	○			
	乳児院	○			
	母子生活支援施設	○			
	保育所			○	
	幼保連携型認定こども園				○
	児童養護施設 (地域小規模児童養護施設、小規模グループケアを含む。)				
	障害児入所施設				
	児童発達支援センター				
	児童心理治療施設				
	児童自立支援施設				
	児童家庭支援センター				
障害者施設	障害者支援施設		○		
市町村社会福祉協議会					
注) 1 自主点検表N02の各様式(会計関係)は、必要に応じて提出していただく場合があること。 2 前年度途中又は本年度に保育所から幼保連携型認定こども園に移行した場合には、移行前の保育所分の施設会計関係も併せて指導監査を行うものであること。					